

居宅介護支援（契約書別紙 兼 重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ルピナス新潟
主たる事務所の所在地	〒950-0926 新潟市中央区高志2丁目20番10号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 斎藤 忠雄
設立年月日	平成18年9月27日
電話番号	025-287-5800

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所るぴなす		
サービスの種類	居宅介護支援		
事業所の所在地	〒950-0926 新潟市中央区高志2丁目20番10号		
電話番号	025-378-6662		
指定年月日・事業所番号	平成20年7月1日	1570107928	
管理者の氏名	山田 由香里		
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、東区、江南区・西区		
営業日・営業時間	月曜日から金曜日（土・日・祝日休み）午前8時半から午後5時半まで。年末年始12月30日～1月3日、お盆8月13日～8月15日を除く日とする		

3. 事業所の職員体制

従業者の職種	職員数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1人	0人	1人

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

5. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

6. 業務取扱い方針

「居宅介護支援」の基本方針は、次の通りです。

ア 居宅介護支援の提供にあたっては利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮します。

イ 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、「適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から総合かつ効率的に提供されるように配慮して行います。

ウ 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場になって、利用者提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公平中立に行います。

エ 居宅介護支援の提供にあたっては、市町村、地域包括支援センター、そのほかの居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携に努めます

オ 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

カ 居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

キ 居宅介護支援の提供に当たり、利用者が入院する際は、入院時に担当する介護支援専門の氏名等を入院先医療機関に提出してください。

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

基本利用料(取扱件数が介護支援専門員1人当たり40件未満の場合)

【基本利用料】

要介護度	利用料 (1ヵ月あたり)	利用者負担金	
		法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
要介護1・2	10,860円	無料	10,860円
要介護3・4・5	14,110円		14,110円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	利用料（1か月あたり）	
初回加算	3,000円	3,000円
入院時情報 連携加算	(Ⅰ) 2,500円 (Ⅱ) 2,000円	2,500円 2,000円
退院または退所加算	(Ⅰ) 4,500円 (Ⅰ) 6,000円 (Ⅱ) 6,000円 (Ⅱ) 7,500円 (Ⅲ) 9,000円	4,500円 6,000円 6,000円 7,500円 9,000円
小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	3,000円	3,000円
ターミナルケアマネジメ加算	4,000円	4,000円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全 域）において、 <u>通常の事業の実施 地域外</u> に居住する利用者へサー ビス提供した場合	上記基本利用料の5%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われ ず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合1 00%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等 について特定の事業者への集中率が、正当 な理由なく80%を超える場合	-2000円

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名： 山田 由香里

連絡先（電話番号）： 025-378-6662

10. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 025-378-6662 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市高齢者支援課	電話番号 025-226-1261
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1 1. 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護虐待防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます

虐待防止に関する責任 山田 由香里

- (1) 虐待防止措置に関する責任者を選定しています。
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。
- (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに新潟市に通知します。

1 2. 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報の収集は居宅介護サービス提供にあたって、利用目的の範囲を説明し同意を得たうえで収集します。
- (2) 個人情報の使用は、同意得た利用目的の達成に必要な範囲において適正に使用します。
- (3) 同意または依頼ない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼もとで個人情報の提供・委託を行う場合においても、託先が適正に管理するようにいたします。

1 3. 身体拘束に関して

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や無得ない場合を除き身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や無得ない理由を記録するものとする

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。